

[事案 23-173] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 3 月 30 日 裁定終了

※本事案の申立人の法定代理人（親権者）は、[事案 23-174]の代理人と同一人である。

＜事案の概要＞

変額個人年金保険の契約締結の際、銀行員（募集人）から虚偽の説明を受けたことを理由に、契約を取り消し、既払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 18 年 1 月、申立人の母を法定代理人（親権者）として一時払い（300 万円）で変額個人年金保険の契約締結を行った際、申立人の父母は、銀行員（募集人）から、本契約は、「リスクはあるが、将来にわたり、決して元本割れはしない」との説明を受けて、加入了。しかし実際には 100 万円以上の損失が生じていることから、説明内容が虚偽であったため、契約を取り消し、既払込保険料を返してほしい。

＜保険会社の主張＞

本契約の締結にあたり、「決して元本割れしない」との説明がなされた事実は存在せず、下記のとおり、客観的にも申立人の父母がそのような理解をする余地などなかったことから、申立人の請求に応じることはできない。

- ① 申立人の父は、本契約締結に先立ち、投資信託を購入し、申立人名義の貯金についても投資信託により運用することを希望していたが、未成年者は購入できないことから、投資信託を運用対象とする本契約の申込手続を行った。よって、本契約に元本割れのリスクがあることは当然認識していたことは明らかである。
- ② 募集人は、申立人の父母に対して、当社所定の募集資料を使用して説明を行い、同資料には元本割れリスク等の重要事項が記載されており、申立人の母はこれらを確認の上、確認書のチェック欄にチェックを行い、署名を行っている。
- ③ また、加入後も、申立人の父は、平成 21 年及び平成 23 年に銀行を訪れ、本契約の運用実績が芳しくないことについて相談しており、その際、契約時に決して元本割れすることはないとの説明を受けた、との申出は行っていない。

＜裁定の概要＞

裁定審査会では、申立人の主張を、申立契約が決して元本割れしないなどと説明されたことにより、申立人の母が、契約締結時において、申立契約は元本割れする商品ではないと錯認したと主張しているものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書の書面の内容および申立人の父母、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理した。審理の結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条を適用して、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

(1) 以下のとおり、申立人の母が、申立契約が元本割れする商品ではないとの錯認に陥っていたものと認めるることは困難である。

① 募集人（銀行員、保険会社の職員）は、契約締結の際、申立人の父母に対し申立契約の

説明を行い、申立人の母は契約申込書に自署、押印している。申込書には、「商品の仕組み・特徴・保険契約者の負うリスク等の説明を受け、その内容を確認しました」という欄に、確認印がある。また、説明時間は、申立人の父母の陳述によると、1時間半程度である。

- ②また、事情聴取の結果から、募集人は、申立人の父母に対し、パンフレットを用いて、説明をしたことが認められ、パンフレットには、申立契約の積立金は運用実績により毎日変動すること、将来受け取る年金総額は払込保険料を下回ることがあることが明記され、図解で説明されている。通常、募集人がパンフレットを使用しないで、変額個人年金保険の説明をすることは困難であること、未成年者の契約であるということで、募集人に加えて、保険会社の職員も同行しており、パンフレットを用いないで説明したとは考えられない。
- ③申込書類の確認書には、変額年金保険は、資産が特別勘定によって運用され、特別勘定の運用実績に基づいて積立金額や将来の年金額などが増減すること、解約払戻金額・将来の年金額などは最低保証されておらず、一時払保険料を下回ることもあることについての記載があり、申立人の母が確認のチェックを行い、署名したことが認められる。
- (2) 仮に、申立人の母に錯誤があると認められるとしても、上記のとおり、募集人によりパンフレットの記載に従った説明がなされていることが認められること、申立人の母が申込書及び確認書の記載を見て、署名・押印していることから、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があったと言わざるを得ず、申立契約の無効を主張することはできない。